

諸外国の動向を踏まえた 支給開始年齢のあり方

神奈川大学法学部教授

江口 隆裕

支給開始年齢等の国際比較 (厚生労働省HPを基に作成)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
支給開始年齢(2012年末)	基礎年金:65歳 厚生年金:60歳 ※男性は2025年度までに、女性は2030年度までに65歳に引上げ	66歳 ※2027年までに67歳に引上げ	男性:65歳 女性:61歳3月 ※男女とも2020年までに66歳に引上げ ※2034年~46年にかけて68歳に引上げ	65歳1月 ※2029年までに67歳に引上げ	60歳9月 ※2017年までに62歳に引上げ	61歳以降本人が選択 (保証年金の支給開始年齢は65歳)
保険料率(2012年末)	(厚生年金) 16.766% (労使折半)	10.4% 本人:4.2% 事業主:6.2%	(一般被用者) 25.8% 本人:12.0% 事業主:13.8%	(一般被用者) 19.6% (労使折半)	(一般被用者) 16.85% 本人:6.85% 事業主:10.0%	17.21% 本人:7.0% 事業主:10.21% ※この他、遺族年金の保険料1.17%を事業主が負担
財政方式	段階保険料方式 (修正賦課方式)	修正賦課方式	賦課方式	賦課方式	賦課方式	NDCは賦課方式 FDCは積立方式
平均寿命	男性:79.94歳 女性:86.41歳 (2012年)	男性:76.3歳 女性:81.1歳 (2011年)	男性:78.66歳 女性:82.64歳 (2009-11年)	男性:77.72歳 女性:82.73歳 (2009-11年)	男性:78.4歳 女性:84.8歳 (2012年)	男性:79.87歳 女性:83.54歳 (2012年)

各国の支給開始年齢引き上げの背景

○アメリカ(山本克也「支給開始年齢からみたアメリカの年金制度」海外社会保障研究№181(2012年))

①年金の支給開始年齢

- ・1935年の老齢・遺族・障害保険制度(OASDI)では65歳支給開始
- ・1983年の社会保障改革法(レーガン大統領)によって、2009年～66歳、2027年～67歳支給

(引き上げの理由)年金財政の悪化(83年6月以降は給付が不可能との予測)

②高齢者雇用その他

- ・1967年の雇用における年齢差別禁止法:一定年齢に達したことを理由とする解雇は年齢差別となる。このため、支給開始年齢引き上げによる定年延長という問題が生じない。
- ・老後の生計費に占めるOASDIの割合が小さく、企業年金や個人貯蓄のウェイトが高い。

○イギリス

(丸谷浩介「イギリスにおける支給開始年齢の引き上げと「定年制」の廃止」海外社会保障研究№181, 厚労省HP, State Pension age timetable; <https://www.gov.uk/government/publications/state-pension-age-timetable>)

①年金の支給開始年齢

- ・男性65歳、女性60歳
- ・1995年の年金法で女性も65歳に引上げ(2010年～2020年)
- ・2007年の年金法で65歳から68歳に引上げ(2024年～26年66歳、34年～36年67歳、44～46年68歳)
- ・2011年年金法: 引上げスケジュールの前倒し(女性の65歳支給を2018年に、男女とも66歳を2020年に)、企業年金への加入義務付け
(引上げの理由) 平均余命の伸びが急で、年金の持続可能性が問題化

②高齢者雇用その他

- ・2006年雇用平等規則: 法定定年制の導入。65歳で解雇しても差別的解雇には当たらない。
- ・2011年雇用平等規則: 労働者の継続雇用への希望、高齢化による労働力不足から、法定定年制の廃止

ドイツ

(藤本健太郎「ドイツの年金改革の動向～支給開始年齢の引き上げ」海外社会保障研究№181, 有森美樹「ドイツの年金制度」年金と経済Vol.28No.4(2010年))

①年金の支給開始年齢

- ・2004年改革: 持続的要素の導入
- ・2007年改革: 支給開始年齢を65歳から67歳に引上げ(2012年～2029年)
(引上げの理由) 賦課方式の下での年金財政対策

②高齢者雇用その他

- ・2006年、「イニシアティブ50プラス」を閣議決定。中高年労働者の雇用拡大、職業能力向上(50歳以上の失業者を雇用した場合に補助金を支給)

○フランス (江口隆裕『変貌する世界と日本の年金』(法律文化社, 2008年), Pierre-Yves Verkindt, Elisabeth Graujeman, *Réforme(s) des retraites et emploi des seniors – Le nouveau droit de la retraite après les réformes de 2010 et 2012*, EDITIONS LIAISONS, 2012. Jean Pélissier et al, *Droit du travail*, DALLOZ, 2012)

①年金の支給開始年齢

- ・1982年改革: 支給開始年齢を65歳から60歳に引下げ
- ・1993年改革: 満額年金拠出期間を37.5年から40年に延長
- ・2003年改革: 満額年金拠出期間を2012年に40年から41年に、2020年には41.75年に延長

※満額年金拠出期間: 平均受給期間 = 2 : 1を2020年まで固定

- ・2010年改革: 支給開始年齢を2017年に60歳から62歳に引上げ

※満額年金拠出期間・平均受給期間比率を一定に保つという考え方は堅持

②高齢者雇用その他

- ・2003年8月21日の法律: 使用者が満額年金受給資格を有する被用者を退職させることができ年齢を60歳から65歳に引上げ。
- ・2008年12月17日の法律: 使用者が個別の同意なくして被用者を70歳前に退職させることを禁止
- ・高齢者の就業促進のための社会保障給付等

社会保障制度改革国民会議報告書(2013年8月6日)

Ⅲ 年金分野の改革

(3) 高齢期の就労と年金受給の在り方

・年金制度の持続可能性が確認されており、また、現在支給開始年齢を引き上げている途上にあり、中長期的課題。ただし、検討作業は速やかに開始しておく必要。

・今後、支給開始年齢の問題は、年金財政上の観点というよりは、ミクロ的には人生における就労期間と引退期間のバランスをどう考えるか、マクロ的には社会全体の就労人口と非就労人口のバランスをどう考えるかという問題として、在職老齢年金も一体で検討

→支給開始年齢の引き上げは、年金財政上の問題ではないことを確認！

→ミクロとマクロの具体策をどうするのか？

支給開始年齢引上げ検討の視点

前提：年金財政の持続可能性が確保可能（経済前提等が達成可能）

I 案：単純な支給開始年齢引上げ

→年金受給世代にはマイナスの影響なし。現役世代の総給付費が減少

A案：年金受給世代の給付減の緩和（マクロ経済スライドによる調整の緩和）... ×

B案：現役世代の保険料の引下げ（ $18.3\% - \alpha$ ）... ?

→保険料の引下げか、支給開始年齢の引上げ（＝就労期間の延長）か、という現役世代の選択の問題

（ミクロ的アプローチ）受給開始時点で年金権総額を確定し、61歳以降いつからでも受給を開始できるスウェーデン方式

II 案：拠出期間・受給期間比率を世代ごとに一定に保つというフランス方式（マクロ的アプローチ）

→賦課方式は少子化リスクや長生きリスクの影響を受けるので、世代ごとの公平を保てるかが課題